

○松戸市自転車駐車場附置義務条例

昭和58年12月27日

松戸市条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の附置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

第2条 法第5条第3項の規定により条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、商業地域及び近隣商業地域とする。

(施設の新築の場合の駐車場の附置)

第3条 指定区域内において、次表ア欄の用途に供する施設でイ欄の規模のものを新築しようとする者は、ウ欄により算定した規模の駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に附置しなければならない。

ア	イ	ウ
施設の用途	施設の規模	駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他の店舗	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに1台（1台に満たない端数は、切り捨てる。）
銀行その他の金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに1台（1台に満たない端数は、切り捨てる。）
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台（1台に満たない端数は、切り捨てる。）

2 前項に規定する店舗面積の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設を新築する場合の駐車場の附置)

第4条 指定区域内において前条第1項の表ア欄の2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）を新築しようとする者は、当該用途ごとに同表ウ欄により算定した

駐車場の規模の合計が20台以上である場合は、その規模の駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に附置しなければならない。

(大規模施設に係る駐車場の規模)

第5条 店舗面積が5,000平方メートル（以下「基準面積」という。）を超える施設（混合用途施設を除く。）を新築する場合には、第3条の規定にかかわらず、店舗面積が基準面積までの部分について第3条第1項の表ウ欄により算定した駐車場の規模に、店舗面積が基準面積を超える部分について同表ウ欄により算定した駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表ウ欄により算定した駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の店舗面積の合計が基準面積を超えるものを新築する場合には、前条の規定にかかわらず、基準面積が合計面積に占める割合に各用途の店舗面積を乗じて得た面積を基準面積とみなして各用途ごとに前項の算定方式を用いて算定した規模の合計をもって前条の駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の駐車場の規模)

第6条 次の各号に掲げる増築をする場合においては、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分（第10条の規定に該当するものを含む。）を除く。）をすべて新築したとみなして第3条から前条までの規定を適用する。この場合において、駐車場の規模は、現にこの条例により設置されている駐車場の規模を控除したものとする。

(1) 第3条第1項の表ア欄の用途に供する施設についての同表イ欄の規模となる増築又はイ欄の規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第3条第1項の表ウ欄により算定した駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る駐車場の附置)

第7条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、その全部を指定区域内にあるものとみなして、第3条から前条までの規定を適用する。

(駐車場の構造及び設備)

第8条 第3条から第6条までの規定により設置される駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

(駐車場の設置の届出)

第9条 第3条から第6条までの規定により駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 施設の用途及び店舗面積
- (3) 駐車場の位置及び規模
- (4) 駐車場の構造及び設備
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定により届出をする場合は、駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(適用の除外)

第10条 この条例の施行後新たに指定区域となつた区域内において、指定区域となつた日から起算して6か月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第3条から第6条までの規定を適用しない。

(駐車場の管理)

第11条 第3条から第6条までの規定により設置された駐車場の所有者又は管理者は、当該駐車場をその目的に適合するよう管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要に応じて、施設若しくは駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に施設若しくは駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第6条まで（第7条において適用される場合を含む。）、第8条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金に処

する。

- 2 第9条第1項の規定に違反した者及び第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和59年3月松戸市規則第6号で、同59年4月1日から施行)